

## 平成30年7月岐阜県豪雨災害義援金募集の実施について

7月6日からの梅雨前線等に伴う豪雨により、岐阜県内の住家等において床上浸水などの大きな被害が発生し、関市をはじめとする県内21市町村に災害救助法が適用されました。これを受けて岐阜県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を実施致します。

それに伴い、池田町分会である池田町社会福祉協議会事務局で義援金の受付を行います。

### 1. 義援金の名称

平成30年7月岐阜県豪雨災害義援金

### 2. 義援金募集期間

平成30年7月11日（水）から同年9月11日（火）まで

### 3. 義援金受付場所

岐阜県共同募金会池田町分会（池田町社会福祉協議会）

### 4. 義援金受入口座

下記の受入口座へ入金することもできます。

金融機関名・店名	種目・口座番号	口座名義
十六銀行 県庁支店	普通 297326	岐阜県共同募金会
大垣共立銀行 ぎふ県庁支店	普通 12823	岐阜県共同募金会
ゆうちょ銀行（※3）	00980-6-276679	岐阜県共同募金会豪雨災害義援金

※1 十六銀行本支店窓口での振込手数料は無料です。

※2 大垣共立銀行本支店窓口での振込手数料は無料です。

※3 ゆうちょ銀行・郵便局窓口での振替手数料は無料です。

### 5. 現金書留による義援金の送付

<宛先>社会福祉法人岐阜県共同募金会

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内

※封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が免除となります。

### 6. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象です。寄付者が税制上の優遇措置を希望される場合は、金融機関の送金控え（募金要綱添付必須）で申告可能な旨をお伝えください。

### 7. 配分

岐阜県、岐阜県共同募金会、日本赤十字社岐阜県支部等で構成する「義援金配分委員会」でとりまとめ、被災した各市町村を通じて被災者に配分します。

### 8. その他

今回は、災害義援金のみでの取り扱いで、**救援物資・物品の取り扱いは行いません。**